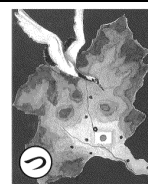




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月31日(金) 号外(第13号)

## 目次

	ページ
<b>公安委員会規則</b>	
○群馬県放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則(交通指導課)	2
○群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(広報広聴課)	2
○群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(同)	38
○群馬県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則(組織犯罪対策課)	40
○群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)	47
<b>警察本部告示</b>	
○群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程(広報広聴課)	57
○群馬県情報公開条例施行規程の一部改正(同)	92

## ■ 公安委員会規則

群馬県放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

群馬県公安委員会委員長 高橋伸二

### 群馬県公安委員会規則第2号

#### 群馬県放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則（平成17年群馬県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第9号（裏）及び別記様式第15号中「第119条の2の2第2項」を「第119条の2の4第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

群馬県公安委員会委員長 高橋伸二

### 群馬県公安委員会規則第3号

#### 群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号。以下「条例」という。）の施行に関し群馬県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する個人情報の保護に関する事務等について必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイル簿）

第2条 法第75条第1項の帳簿は、個人情報ファイル簿（別記様式第1号）によるものとする。

（個人情報保有事務登録簿）

第3条 条例第3条第1項に規定する個人情報保有事務登録簿は、保有個人情報（特定個人情報に係るものを除く。）に係るものにあつては別記様式第2号により、特定個人情報に係るものにあつては別記様式第2号及び別記様式第3号により作成するものとする。

（保有個人情報開示請求書）

第4条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（別記様式第4号）によるものとする。

2 条例第4条の県の機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあつては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 開示請求をする者の連絡先
- (3) 法第87条第1項に規定する開示の方法のうち、開示請求をする者が希望する開示の方法
- (4) 法定代理人又は本人の委任による代理人が開示請求をする場合にあつては、本人の氏名等

（保有個人情報開示決定通知書等）

第5条 法第82条第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（別記様式第5号）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（別記様式第6号）

2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第7号）によるものとする。

（開示決定等の期間の延長）

第6条 条例第5条第2項後段の書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記様式第8号）によるものとする。

2 条例第6条後段の書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記様式第9号）によるものとする。

（事案移送通知書）

第7条 法第85条第1項の規定による他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報の開示請求に係る事案移送書（別記様式第10号）により行うものとする。

2 法第85条第1項後段の書面は、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送通知書（別記様式第11号）によるものとする。

（第三者保護に関する手続）

第8条 公安委員会は、法第86条第1項の規定による通知を書面で行うときは、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第1項適用）（別記様式第12号）により行うものとする。

2 公安委員会は、法第86条第2項の規定による通知を書面で行うときは、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第2項適用）（別記様式第13号）により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（別記様式第14号）によるものとする。

4 法第86条第3項後段の書面は、保有個人情報を開示決定した旨の通知書（別記様式第15号）によるものとする。

（文書等の写しの交付方法）

第9条 法第87条第1項の規定による文書又は図画（以下「文書等」という。）に記録されている保有個人情報の写しの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、第3号に掲げる方法については、公安委員会が、その保有する処理装置により、容易に当該保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。

- (1) 当該文書等を乾式の複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付
- (2) 当該文書等を乾式の複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラー（白黒以外の単色を含む。以下同じ。）で複写したものの交付
- (3) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

（電磁的記録の開示方法）

第10条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法によるものとする。ただし、公安委員会が、その保有する処理装置により、容易に当該文書等の開示を実施することができる場合に限る。

- (1) A3判以下の大きさの用紙に出力したもの又はその写しの閲覧又は交付

(2) 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(3) 光ディスクに複製したものの交付

(閲覧の制限等)

第11条 公安委員会は、保有個人情報が記録されている文書等又は電磁的記録の閲覧又は視聴をする者が当該文書等若しくは電磁的記録又はその内容を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該文書等又は電磁的記録の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

2 保有個人情報の開示を行う場合において、当該開示に係る保有個人情報が記録されている文書等又は電磁的記録の写し等を交付するときの交付部数は、当該文書等又は電磁的記録1件につき1部とする。

(開示の実施の方法等の申出)

第12条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記様式第16号）によるものとする。

(送付に要する費用の納付方法)

第13条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項後段の規則で定める方法は、現金、郵便切手又は郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第14条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第17号）によるものとする。

2 条例第8条の県の機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(2) 訂正請求をする者の連絡先

(3) 法定代理人又は本人の委任による代理人が訂正請求をする場合にあっては、本人の氏名等

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第15条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第18号）によるものとする。

2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記様式第19号）によるものとする。

(訂正決定等の期間の延長)

第16条 法第94条第2項後段の書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報訂正請求）（別記様式第20号）によるものとする。

2 法第95条後段の書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報訂正請求）（別記様式第21号）によるものとする。

(事案移送通知書)

第17条 法第96条第1項の規定による他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書（別記様式第22号）により行うものとする。

2 法第96条第1項の書面は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書（別記様式第23号）によるものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第18条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（別記様式第24号）によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第19条 法第99条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第25号）によるものとする。

2 条例第9条の県の機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあつては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 利用停止請求をする者の連絡先
- (3) 法定代理人又は本人の委任による代理人が利用停止請求をする場合にあつては、本人の氏名等  
(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第20条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(別記様式第26号)によるものとする。

2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書(別記様式第27号)によるものとする。  
(利用停止決定等の期間の延長)

第21条 法第102条第2項後段の書面は、決定期間延長通知書(保有個人情報利用停止請求)(別記様式第28号)によるものとする。

2 法第103条後段の書面は、決定期間特例延長通知書(保有個人情報利用停止請求)(別記様式第29号)によるものとする。

(諮問をした旨の通知)

第22条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、群馬県個人情報保護審議会諮問通知書(別記様式第30号)によるものとする。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、個人情報の保護に関する事務等については、知事が保有する個人情報の保護に関する事務等の例による。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 群馬県個人情報保護条例施行規則(平成18年群馬県公安委員会規則第3号)は、廃止する。
- 3 前項の規定の施行の日前に、次に掲げる請求がされた場合における条例附則第2条の規定による廃止前の群馬県個人情報保護条例(平成12年群馬県条例第85号。以下「旧条例」という。)に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
  - (1) 旧条例第12条の開示請求
  - (2) 旧条例第22条の訂正請求
  - (3) 旧条例第25条の5の利用停止請求



個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

別記様式第2号(規格A4)(第3条関係)

個人情報保有事務登録簿

( 枚中 枚)

個人情報保有事務の名称		(根拠法令等： )		
保有個人情報の利用目的				
個人情報保有事務の区分		<input type="checkbox"/> 共通事務 <input type="checkbox"/> 固有事務		
登録所管所属名		登録年月日	年 月 日	
個人情報保有所属名		変更年月日	年 月 日	
保有個人情報の対象者の範囲				
保有個人情報の記録項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 識別番号(個人番号を除く) <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 住所・居所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> メールアドレス		
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴		
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格・免許 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 栄典・表彰 <input type="checkbox"/> 所属団体		
	資産・収入	<input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況		
	その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> その他( )		
	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴、健康診断等の結果、医師等による指導・診療・調剤に係る全ての情報、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他心身の機能の障害等 <input type="checkbox"/> 犯罪歴、刑事事件又は少年事件に関する手続の状況 <input type="checkbox"/> 犯罪被害歴		
保有個人情報の取得先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 県の機関内 <input type="checkbox"/> 他の県の機関等 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 委託先 <input type="checkbox"/> 指定管理者 <input type="checkbox"/> その他( )		
保有個人情報の経常的提供先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 他の県の機関等 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 委託先 <input type="checkbox"/> 指定管理者 <input type="checkbox"/> その他( )		
個人情報が記録されている主な公文書の名称				
個人情報ファイル簿の名称 (作成した場合)				
備考				



別記様式第3号(規格A4)(第3条関係)

個人情報保有事務登録簿(特定個人情報用)

( 枚中 枚)

特定個人情報保有事務の名称			
特定個人情報ファイルの名称			
登録所管所属名		登録年月日	年 月 日
特定個人情報保有所属名		変更年月日	年 月 日
本人として特定個人情報ファイルに記録されている個人の範囲			
特定個人情報ファイルの 特定項目	識別情報	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号対応符号 <input type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号)	
	連絡先等情報	<input type="checkbox"/> 四情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等) <input type="checkbox"/> その他( )	
	業務関係情報	<input type="checkbox"/> 国税関係情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 健康・医療関係情報 <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報 <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報 <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 <input type="checkbox"/> 年金関係情報 <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> 災害関係情報 <input type="checkbox"/> その他( )	
特定個人情報の利用目的		(根拠法令等: )	
特定個人情報の 収集状況	収集元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の委任による代理人 <input type="checkbox"/> 県の機関内の他部署( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
	収集方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他( )	
特定個人情報の 経常的提供先 (同一機関内の利用を除く。)		<input type="checkbox"/> 有(法令上の根拠: 該当) <input type="checkbox"/> 無 「有」の場合の提供先	
特定個人情報の保有方法		<input type="checkbox"/> 情報システム <input type="checkbox"/> 電子ファイル(情報システムを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他( )	
委託又は指定管理者による管理の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 委託等の内容	
特定個人情報が記録されている主な公文書			
備考			

別記様式第4号（規格A4）（第4条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

群馬県公安委員会 宛て

請求者氏名

住所又は居所

〒 -

（ 代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名  
電話番号 ）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報 (具体的に特定してください。)	
開示の実施方法 ご希望の□にチェックしてください。 例) 「■」 「レ」	1 <input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付 { <input type="checkbox"/> 窓口における交付 交付を希望する日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 送付による交付 (希望する交付方法を上記2点からご選択ください) } 写しの交付媒体 (1) <input type="checkbox"/> 紙 ( <input type="checkbox"/> カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。 ) (2) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> { 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の 交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる 場合に限る。)。 ※別途読み取り費用が発生します。 } (3) <input type="checkbox"/> その他の媒体 ( )
開示請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 (代理人による開示請求の場合のみ記入してください。)	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 _____ 3 本人の住所又は居所 _____ 4 本人の電話番号 _____
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
※ 法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
※ 任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )

注 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第5号（規格A4）（第5条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

群馬県公安委員会

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	
①窓口における開示 開示を実施することができる日時及び場所	日時： 場所：
②写しの交付による開示 準備日数及び送付費用	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

- 注 1 窓口で開示を受ける際は、この通知書及び本人であることを証明する書類を持参してください。  
2 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

別記様式第6号（規格A4）（第5条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

群馬県公安委員会

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	
①窓口における開示 開示を実施することができる日時及び場所	日時： 場所：
②写しの交付による開示 準備日数及び送付費用	
開示しない部分の概要及びその理由	
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

- 注 1 窓口で開示を受ける際は、この通知書及び本人であることを証明する書類を持参してください。
- 2 ※欄は、開示しない部分について、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にのみ記入してあります。
- 3 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

別記様式第7号（規格A4）（第5条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

群馬県公安委員会

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しない理由	
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

注 ※欄は、開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にのみ記入してあります。

別記様式第8号（規格A4）（第6条関係）

決定期間延長通知書  
（保有個人情報開示請求）

第 号  
年 月 日

様

群馬県公安委員会

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第5条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

別記様式第9号（規格A4）（第6条関係）

決定期間特例延長通知書  
（保有個人情報開示請求）

第 号  
年 月 日

様

群馬県公安委員会

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号。以下「条例」という。）第6条の規定により、請求のあった日から44日以内に保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第5条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
条例第6条を適用する理由	
保有個人情報の相当部分について開示決定等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	



別記様式第10号（規格A4）（第7条関係）

保有個人情報の開示請求に係る事案移送書

第 号  
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

群馬県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	
添付資料等	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第11号（規格A4）（第7条関係）

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送通知書

第 号  
年 月 日

様

群馬県公安委員会 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第12号（規格A4）（第8条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書  
（法第86条第1項適用）

第 年 月 日 号

（第三者利害関係人） 様

群馬県公安委員会

印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
事務担当課等 （意見書提出先）	電話番号 (内線)
意見書提出期限	年 月 日
備 考	

注 提出期限までに「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がない場合は、意見の聴取の  
手続を終結し、保有個人情報の開示が行われる場合があります。

別記様式第13号（規格A4）（第8条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書  
（法第86条第2項適用）

第 号  
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

群馬県公安委員会

印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
事務担当課等 (意見書提出先)	電話番号 (内線)
意見書提出期限	年 月 日
備 考	

注 提出期限までに「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がない場合は、意見の聴取の  
手続を終結し、保有個人情報の開示が行われる場合があります。

別記様式第14号（規格A4）（第8条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

群馬県公安委員会 宛て

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 -

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で照会のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

意 見
<p>(該当する番号を○で囲んでください。「2」を○で囲んだ場合は(1)欄及び(2)欄も記載してください。)</p> <p>1 開示することについて支障がない。</p> <p>2 開示することについて支障がある。</p> <p>(1) 開示により支障(不利益)がある部分</p> <p>(2) 支障(不利益)がある具体的理由</p>
<p>(上記の他に意見があればお書きください。)</p>

- 注 1 電話番号について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。
- 2 本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、「意見照会書」に記載されている「事務担当課等」に連絡してください。

別記様式第15号（規格A4）（第8条関係）

保有個人情報を開示決定した旨の通知書

第 年 月 日 号

（第三者利害関係人）様

群馬県公安委員会 印

（あなた、貴社等）から 年 月 日付け「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日（ ）
開示を実施する日	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第16号(規格A4)(第12条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

群馬県公安委員会 宛て

氏名

住所又は居所

〒

電話番号

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書等の番号等

文書番号: \_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_年 月 日

2 求める開示の実施方法(ご希望の□にチェックしてください。例)「■」「レ」)

閲覧、聴取又は視聴

写しの交付

窓口における開示を希望

開示の実施を希望する日

\_\_\_\_\_年 月 日 午前・午後

写しの送付による開示を希望

「写しの交付」を希望する場合の交付媒体

(1)  紙 (  カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。)

(2)  CD-R  DVD-R

電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。)。※別途読み取り費用が発生します。

(3)  その他の媒体 ( )

3 その他

( )

別記様式第17号（規格A4）（第14条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

群馬県公安委員会 宛て

請求者 氏名 \_\_\_\_\_  
 住所又は居所  
 〒 \_\_\_\_\_

（代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号 \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	_____年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号：_____ 日付：_____年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)
訂正請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 (代理人による開示請求の場合のみ記入してください。)	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 _____ 3 本人の住所又は居所 _____ 4 本人の電話番号 _____
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
※ 法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
※ 任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

注 1 訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければなりません。

2 ※印の欄は、記入しないでください。



別記様式第18号（規格A4）（第15条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

群馬県公安委員会

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正した年月日	年 月 日
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第19号（規格A4）（第15条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

群馬県公安委員会

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定しましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしない理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

別記様式第20号（規格A4）（第16条関係）

決定期間延長通知書  
（保有個人情報訂正請求）

第 号  
年 月 日

様

群馬県公安委員会

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第94条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

別記様式第21号（規格A4）（第16条関係）

決定期間特例延長通知書  
（保有個人情報訂正請求）

第 年 月 日 号

様

群馬県公安委員会

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第95条の規定により、相当の期間内に訂正決定等を行いますので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第94条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
法第95条の規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第22号（規格A4）（第17条関係）

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書

第 号  
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

群馬県公安委員会

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	
添付資料等	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第23号（規格A4）（第17条関係）

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

群馬県公安委員会

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第24号（規格A4）（第18条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

群馬県公安委員会 印

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容）  （訂正理由）
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第25号（規格A4）（第19条関係）

## 保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

群馬県公安委員会 宛て

請求者 氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_

代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号 \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	_____年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書等の文書番号：_____ 日付：_____年 月 日 開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)
利用停止請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 (代理人による利用停止請求の場合のみ記入してください。)	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( _____年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 _____ 3 本人の住所又は居所 _____ 4 本人の電話番号 _____
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
※ 法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
※ 任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( _____ )

注 1 利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならない。

2 ※印の欄は、記入しないでください。



別記様式第26号（規格A4）（第20条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日

様

群馬県公安委員会

印

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することを決定したので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止内容) (利用停止理由)
利用停止（予定）年月日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第27号（規格A4）（第20条関係）

保有個人情報不利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

群馬県公安委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことを決定しましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止しない理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第28号（規格A4）（第21条関係）

決定期間延長通知書  
（保有個人情報利用停止請求）

第 号  
年 月 日

様

群馬県公安委員会

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第102条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第29号（規格A4）（第21条関係）

決定期間特例延長通知書  
（保有個人情報利用停止請求）

第 号  
年 月 日

様

群馬県公安委員会

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第102条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
法第103条の規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第30号(規格A4)(第22条関係)

## 群馬県個人情報保護審議会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

群馬県公安委員会

印

あなたからの審査請求について、次のとおり群馬県個人情報保護審議会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第2項の規定に基づき通知します。

審査請求年月日	年 月 日
審査請求の対象となつた決定	年 月 日 第 号
	(決定の内容)
審査請求の内容	
諮問をした年月日	年 月 日
事務担当課等	
	電話番号 (内線)
備 考	

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

群馬県公安委員会委員長 高橋伸二

群馬県公安委員会規則第4号

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県情報公開条例施行規則(平成14年群馬県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 公文書の全部を開示しない旨の決定 公文書不開示決定通知書(別記様式第4号)

第4条第1項中「別記様式第7号」を「別記様式第5号」に改め、同条第2項中「別記様式第8号」を「別記様式第6号」に改める。

第5条中「別記様式第9号」を「別記様式第7号」に改める。

第6条第2項中「別記様式第10号」を「別記様式第8号」に改め、同条第3項中「別記様式第11号」を「別記様式第9号」に改め、同条第4項中「別記様式第12号」を「別記様式第10号」に改める。

第6条の2第3号中「フレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)又は」を削り、「に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの(以下「CD-R」という。)又は日本産業規格」を「又は」に改める。

第8条中「別記様式第13号」を「別記様式第11号」に改める。

本則に次の1条を加える。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、情報公開に関する事務等については、知事が行う情報公開に関する事務等の例による。

別記様式第1号中「あて」を「宛て」に、「群馬県情報公開条例第12条第1項」を「群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号)第12条第1項」に、

「 CD-R  
 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。)」を  
 電磁的記録媒体( CD-R  DVD-R)  
 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。)  
 ※別途読み取り費用が発生します。」に改める。

別記様式第2号中

「 年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県情報公開条例第18条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。」

を

「 年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。)第18条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

に、「群馬県情報公開条例第24条」を「条例第24条」に改める。

別記様式第3号中「群馬県情報公開条例第18条第1項」を「群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。)第18条第1項」に、「あるときは」を「ある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により」に改め、「また」の次に「、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により」を加え、「群馬県情報公開条例第14条第 号 該当」を削り、「群馬県情報公開条例第24条」を「条例第24条」に改める。

別記様式第4号中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に、「群馬県情報公開条例第18条第2項」を「群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号)第18条第2項」に、「ときは」を「場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により」に改め、「また」の次に「、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により」を加え、「群馬県情報公開条例第14条第 号 該当」を削る。

別記様式第5号から別記様式第6号の2までを削り、別記様式第7号中「群馬県情報公開条例第19条第2項」を「群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。)第19条第2項」に、「群馬県情報公開条例第19条第1項」を「条例第19条第1項」に改め、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第8号中「群馬県情報公開条例第19条第3項の」を「群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。)第19条第3項の」に、「群馬県情報公開条例第19条第1項」を「条例第19条第1項」に、「群馬県情報公開条例第19条第3項を」を「条例第19条第3項を」に改め、同様式を別記様式第6号とする。

別記様式第9号中「群馬県情報公開条例第20条第1項」を「群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号)第20条第1項」に改め、同様式を別記様式第7号とする。

別記様式第10号中「群馬県情報公開条例第21条第1項(第2項)」を「群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号)第21条第1項(第2項)」に改め、同様式を別記様式第8号とする。

別記様式第11号中「あて」を「宛て」に改め、同様式を別記様式第9号とする。

別記様式第12号中「群馬県情報公開条例第21条第3項」を「群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号)第21条第3項」に、「ときは」を「場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により」に改め、「また」の次に「、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により」を加え、同様式を別記様式第10号とする。

別記様式第13号中「群馬県情報公開条例第27条」を「群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号)第27条」に改め、同様式を別記様式第11号とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の群馬県情報公開条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

群馬県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

群馬県公安委員会委員長 高橋伸二

#### 群馬県公安委員会規則第5号

##### 群馬県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県暴力団排除条例施行規則（平成22年群馬県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項、第4条及び第5条中「第22条」を「第22条第1項又は第4項」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（立入検査）

第8条の2 条例第22条第1項の規定による立入検査は、同項の規定による説明又は資料の提出によってはその目的を達することができない場合に行うものとする。

2 条例第22条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書（別記様式第4号の2）によるものとする。

第17条の次に次の3条を加える。

（警察署長への命令に係る事務の委任）

第18条 条例第24条の2第1項又は第3項の規定による命令は、警察署長が行うものとする。

（命令の方法）

第19条 条例第24条の2第1項又は第3項の規定による命令は、中止命令書（別記様式第12号）により行うものとする。

2 条例第24条の2第2項の規定による命令は、再発防止命令書（別記様式第13号）により行うものとする。

（委任）

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

別記様式第1号表面中

「群馬県暴力団排除条例第22条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。」を

「群馬県暴力団排除条例第22条<sup>第1項</sup><sub>第4項</sub>の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。」に、

「2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。」を

「2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。」に改める。

3 該当しない部分を二重線で消去すること。」

別記様式第4号の次に次の1様式を加える。



別記様式第4号の2(第8条の2関係)

(表)

	第 号	
身 分 証 明 書		
写 真	官 職	
	氏 名	
<p>上記の者は、群馬県暴力団排除条例第22条第1項の規定による立入検査に従事する警察署員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">群馬県公安委員会 印</p>		

(裏)

<p>群馬県暴力団排除条例(抜粋)</p> <p>(調査及び立入り)</p> <p>第22条 公安委員会は、第15条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に住居地域等内の建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第28条 第22条第1項の規定に違反して説明をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p>
--

寸法

{	縦 5.4センチメートル
}	横 8.5センチメートル

別記様式第11号の次に次の2様式を加える。

別記様式第12号（規格A4）（第19条関係）

（表）

<p>中止命令書</p>		
<p>第 年 月 日 号</p>		
<p>殿</p>		
<p>警察署長 印</p>		
<p>命令を受ける者</p>	<p>本（国）籍</p>	
	<p>住 所</p>	
	<p>氏 名</p>	
	<p>生 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>
	<p>命令に係る暴力団 事務所の所在地</p>	
<p>上記の者に対し、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）第24条の2第1項第3項の規定により、下記のとおり命令します。</p>		
<p>記</p>		
<p>命令の内容</p>		
<p>命令をする理由</p>		
<p>審査請求及び取消訴訟の教示は、裏面のとおりです。</p>		

注 該当しない部分を二重線で消去すること。

（裏）

## 審査請求及び取消訴訟の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県を被告として提訴することができます。この場合において、群馬県を代表する者は群馬県公安委員会となります（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 1の審査請求をした場合におけるこの処分の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第13号（規格A4）（第19条関係）

（表）

再 発 防 止 命 令 書		
第 年 月 日 号		
殿		
群馬県公安委員会 印		
命 令 を 受 け る 者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	命令に係る暴力団 事務所の所在地	
上記の者に対し、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）第24条の2第2項の規定により、下記のとおり命令します。		
記		
命 令 の 内 容		
命 令 を す る 理 由		
審査請求及び取消訴訟の教示は、裏面のとおりで。		

（裏）

## 審査請求及び取消訴訟の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県を被告として提訴することができます。この場合において、群馬県を代表する者は群馬県公安委員会となります（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 1の審査請求をした場合におけるこの処分の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

群馬県公安委員会委員長 高橋 伸 二

## 群馬県公安委員会規則第6号

## 群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則(昭和54年群馬県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則(第1条-第9条)」を

「第1章 総則(第1条-第9条)

第1章の2 遠隔操作による通行の届出(第9条の2-第9条の4)」に、

「第6章 車両の使用制限等(第33条-第33条の6)」を

「第6章 車両の使用制限等(第33条-第33条の6)

第6章の2 特定自動運行の許可(第33条の7-第33条の9)」に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 遠隔操作による通行の届出

(遠隔操作による通行の届出)

第9条の2 法第15条の3第1項の規定による届出は、遠隔操作型小型車を通行させようとする場所を管轄する警察署長(通行させようとする場所が二以上の警察署の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長)を經由して、公安委員会に提出して行うものとする。

(届出番号等の通知)

第9条の3 法第15条の3第3項の規定による届出番号等の通知は、別記様式第5の2の通知書により行うものとする。

(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)

第9条の4 法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する公安委員会の指示は、別記様式第5の3の指示書を遠隔操作型小型車の使用者に交付して行うものとする。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 特定自動運行の許可

(意見の聴取)

第33条の7 法第75条の13第2項の規定による公安委員会が行う意見の聴取は、別記様式第23の8の意見聴取書(甲)により行うものとする。

2 総理府令第9条の22の規定により公安委員会が意見の聴取を行う場合は、別記様式第23の9の意見聴取書(乙)により行うものとする。

(特定自動運行実施者に対する指示)

第33条の8 法第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する公安委員会の指示は、別記様式第23の10の指示書を特定自動運行実施者に交付して行うものとする。

2 法第75条の26第2項(法第75条の27第2項において準用する場合を含む。)の規定による公安委員会

が行う意見の聴取は、別記様式第23の11の意見聴取書により行うものとする。

（許可の取消し等）

第33条の9 法第75条の27第1項の規定により公安委員会が特定自動運行の許可を取り消し、又はその効力を停止するときは、別記様式第23の12の通知書を特定自動運行実施者に交付するものとする。

別表第1交通規制の欄中「歩行者専用」を「歩行者等専用」に改める。

別表第3主要地方道太田大間々線の項中「群馬県太田市新田小金井町1451番地1」を「群馬県太田市山之神町52番地12」に改め、同表市道2級45号線の項の次に次のように加える。

市道2級53号線	群馬県太田市新田市野井町2908番地1から群馬県太田市山之神町105番地1807まで
----------	--

別表第3市道2級60号線の項の次に次のように加える。

市道2級70号線	群馬県太田市新田市野倉町248番地13から群馬県太田市市野倉町280番地11まで
市道2級98号線	群馬県太田市山之神町646番地1から群馬県太田市山之神町539番地10まで

別表第3市道新田東西598号線の項の次に次のように加える。

市道新田東西716号線	群馬県太田市新田小金町5番地278から群馬県太田市新田小金町5番地257まで
市道新田東西762号線	群馬県太田市寄合町19番地494から群馬県太田市新田市野倉町282番地14まで
市道新田東西591号線	群馬県太田市新田市野倉町285番地から群馬県太田市新田市野倉町307番地1まで
市道新田南北701号線	群馬県太田市新田市野倉町284番地4から群馬県太田市新田市野倉町283番地まで

別記様式第5の次に次の2様式を加える。



別記様式第5の2（規格A4）（第9条の3関係）

届出番号等通知書

群公委第 号  
年 月 日

殿

群馬県公安委員会 印

道路交通法第15条の3第3項の規定により、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出をした者を識別するための届出番号等を次のとおり通知します。

届出番号等	
-------	--

別記様式第5の3(規格A4)(第9条の4関係)

群馬県公安委員会達第 号	
遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書	
殿	
年 月 日	
群馬県公安委員会 印	
道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
届 出 番 号 等	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付する。

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第23の7の次に次の5様式を加える。

別記様式第23の8（規格A4）（第33条の7関係）

群公委第	号	特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）
殿		年 月 日
		群馬県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
<p>年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、同法第75条の13第2項の規定に基づき、別添の書類を添えて意見を聴取します。</p> <p>つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。</p>		
<p>1 申請者の氏名又は名称</p>		
<p>2 意見聴取の内容</p>		
<p>一 特定自動運行用自動車に自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。</p>		
<p>二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。</p>		
<p>三 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。</p>		
取扱者の氏名及び連絡先		

備考 不要な文字は、横線で消す。

別記様式第23の9（規格A4）（第33条の7関係）

群公委第	号	特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）		
	殿	年 月 日		
		群馬県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		
<p>年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道路交通法施行規則第9条の22の規定に基づき、別添の書類を添えて意見を聴取します。</p> <p>意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。</p> <p>1 申請者の氏名又は名称</p> <p>2 意見聴取の内容</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">取扱者の氏名及び連絡先</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>			取扱者の氏名及び連絡先	
取扱者の氏名及び連絡先				

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付する。

別記様式第23の10（規格A4）（第33条の8関係）

群馬県公安委員会達第 号 特定自動運行に関する指示書 殿 年 月 日 群馬県公安委員会 印 道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
指示事項	
指示の理由	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付する。

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第23の11（規格A4）（第33条の8関係）

群公委第	号	特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書  殿  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">                     年 月 日                 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">                     群馬県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> </div>		
<p>                     道路交通法 <span style="float: right;">の規定により、別添（</span>  <span style="float: right;">の写し）のとおり、</span> <span style="float: right;">を行うことを予定しているところ、同法第75条の26第2項の規定に基づき、意見を聴取します。</span>                      意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。                      期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。                 </p> <p>                     1 特定自動運行実施者の氏名又は名称                       2 意見聴取の内容                      上記の特定自動運行実施者に対し、                       を行うことについて、意見はあるか。                 </p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">取扱者の氏名及び連絡先</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>			取扱者の氏名及び連絡先	
取扱者の氏名及び連絡先				

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付する。

別記様式第23の12（規格A4）（第33条の9関係）

群馬県公安委員会達第 号 特定自動運行許可 取 消 止 通知書 下記の理由により、特定自動運行の許可 を取り消した の効力を 年 月 日から 日間停止した ので 通知します。     年 月 日  群馬県公安委員会 印	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
許 可 証 番 号	
理 由	

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## ■ 警察本部告示

## ◎群馬県警察本部告示第2号

群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

群馬県警察本部長 小笠原 和 美

## 群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

（趣旨）

第1条 この告示は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号。以下「条例」という。）の施行に関し群馬県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が保有する個人情報の保護に関する事務等について必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイル簿）

第2条 法第75条第1項の帳簿は、個人情報ファイル簿（別記様式第1号）によるものとする。

（個人情報保有事務登録簿）

第3条 条例第3条第1項に規定する個人情報保有事務登録簿は、保有個人情報（特定個人情報に係るものを除く。）に係るものにあつては別記様式第2号により、特定個人情報に係るものにあつては別記様式第2号及び別記様式第3号により作成するものとする。

（保有個人情報開示請求書）

第4条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（別記様式第4号）によるものとする。

2 条例第4条の県の機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあつては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 開示請求をする者の連絡先
- (3) 法第87条第1項に規定する開示の方法のうち、開示請求をする者が希望する開示の方法
- (4) 法定代理人又は本人の委任による代理人が開示請求をする場合にあつては、本人の氏名等

（保有個人情報開示決定通知書等）

第5条 法第82条第1項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（別記様式第5号）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（別記様式第6号）

2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第7号）によるものとする。

（開示決定等の期間の延長）

第6条 条例第5条第2項後段の書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記様式第8号）によるものとする。

2 条例第6条後段の書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記様式第9号）によるものとする。

（事案移送通知書）

第7条 法第85条第1項の規定による他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報の開示請求に係る事案移送書（別記様式第10号）により行うものとする。

2 法第85条第1項後段の書面は、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送通知書（別記様式第11号）によるものとする。

（第三者保護に関する手続）

第8条 警察本部長は、法第86条第1項の規定による通知を書面で行うときは、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第1項適用）（別記様式第12号）により行うものとする。

2 警察本部長は、法第86条第2項の規定による通知を書面で行うときは、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第2項適用）（別記様式第13号）により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（別記様式第14号）によるものとする。

4 法第86条第3項後段の書面は、保有個人情報を開示決定した旨の通知書（別記様式第15号）によるものとする。

（文書等の写しの交付方法）

第9条 法第87条第1項の規定による文書又は図画（以下「文書等」という。）に記録されている保有個人情報の写しの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、第3号に掲げる方法については、警察本部長が、その保有する処理装置により、容易に当該保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。

(1) 当該文書等を乾式の複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付

(2) 当該文書等を乾式の複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラー（白黒以外の単色を含む。以下同じ。）で複写したものの交付

(3) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

（電磁的記録の開示方法）

第10条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法によるものとする。ただし、警察本部長が、その保有する処理装置により、容易に当該文書等の開示を実施することができる場合に限る。

(1) A3判以下の大きさの用紙に出力したもの又はその写しの閲覧又は交付

(2) 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(3) 光ディスクに複写したものの交付

（閲覧の制限等）

第11条 警察本部長は、保有個人情報が記録されている文書等又は電磁的記録の閲覧又は視聴をする者が当該文書等若しくは電磁的記録又はその内容を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該文書等又は電磁的記録の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

2 保有個人情報の開示を行う場合において、当該開示に係る保有個人情報が記録されている文書等又は電磁的記録の写し等を交付するときの交付部数は、当該文書等又は電磁的記録1件につき1部とする。

（開示の実施の方法等の申出）

第12条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記様式第16号）によるものとする。

(送付に要する費用の納付方法)

第13条 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第28条第4項後段の規則で定める方法は、現金、郵便切手又は郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第14条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書(別記様式第17号)によるものとする。

2 条例第8条の県の機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(2) 訂正請求をする者の連絡先

(3) 法定代理人又は本人の委任による代理人が訂正請求をする場合にあっては、本人の氏名等

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第15条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(別記様式第18号)によるものとする。

2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(別記様式第19号)によるものとする。

(訂正決定等の期間の延長)

第16条 法第94条第2項後段の書面は、決定期間延長通知書(保有個人情報訂正請求)(別記様式第20号)によるものとする。

2 法第95条後段の書面は、決定期間特例延長通知書(保有個人情報訂正請求)(別記様式第21号)によるものとする。

(事案移送通知書)

第17条 法第96条第1項の規定による他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書(別記様式第22号)により行うものとする。

2 法第96条第1項後段の書面は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書(別記様式第23号)によるものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第18条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(別記様式第24号)によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第19条 法第99条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書(別記様式第25号)によるものとする。

2 条例第9条の県の機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(2) 利用停止請求をする者の連絡先

(3) 法定代理人又は本人の委任による代理人が利用停止請求をする場合にあっては、本人の氏名等

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第20条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(別記様式第26号)によるものとする。

2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書(別記様式第27号)によるものとする。

(利用停止決定等の期間の延長)

第21条 法第102条第2項後段の書面は、決定期間延長通知書(保有個人情報利用停止請求)(別記様式第28号)によるものとする。

2 法第103条後段の書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報利用停止請求）（別記様式第29号）によるものとする。

（補則）

第22条 この告示に定めるもののほか、個人情報の保護に関する事務等については、知事が保有する個人情報の保護に関する事務等の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 群馬県個人情報保護条例施行規程（平成18年群馬県警察本部告示第1号）は、廃止する。
- 3 前項の規定の施行の日前に、次に掲げる請求がされた場合における条例附則第2条の規定による廃止前の群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「旧条例」という。）に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
  - (1) 旧条例第12条の開示請求
  - (2) 旧条例第22条の訂正請求
  - (3) 旧条例第25条の5の利用停止請求



個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

別記様式第2号(規格A4)(第3条関係)

個人情報保有事務登録簿

( 枚中 枚)

個人情報保有事務の名称		(根拠法令等: )		
保有個人情報の利用目的				
個人情報保有事務の区分		<input type="checkbox"/> 共通事務 <input type="checkbox"/> 固有事務		
登録所管所属名		登録年月日	年 月 日	
個人情報保有所属名		変更年月日	年 月 日	
保有個人情報の対象者の範囲				
保有個人情報の記録項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 識別番号(個人番号を除く) <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 住所・居所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> メールアドレス		
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴		
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格・免許 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 栄典・表彰 <input type="checkbox"/> 所属団体		
	資産・収入	<input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況		
	その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> その他( )		
	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴、健康診断等の結果、医師等による指導・診療・調剤に係る全ての情報、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他心身の機能の障害等 <input type="checkbox"/> 犯罪歴、刑事事件又は少年事件に関する手続の状況 <input type="checkbox"/> 犯罪被害歴		
保有個人情報の取得先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 県の機関内 <input type="checkbox"/> 他の県の機関等 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 委託先 <input type="checkbox"/> 指定管理者 <input type="checkbox"/> その他( )		
保有個人情報の経常的提供先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 他の県の機関等 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 委託先 <input type="checkbox"/> 指定管理者 <input type="checkbox"/> その他( )		
個人情報が記録されている主な公文書の名称				
個人情報ファイル簿の名称(作成した場合)				
備考				

別記様式第3号(規格A4)(第3条関係)

個人情報保有事務登録簿(特定個人情報用)

( 枚中 枚)

特定個人情報保有事務の名称			
特定個人情報ファイルの名称			
登録所管所属名		登録年月日	年 月 日
特定個人情報保有所属名		変更年月日	年 月 日
本人として特定個人情報ファイルに記録されている個人の範囲			
特定 記録 項目 個人 情報 ファイル の	識別情報	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号対応符号 <input type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号)	
	連絡先等情報	<input type="checkbox"/> 四情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等) <input type="checkbox"/> その他( )	
	業務関係情報	<input type="checkbox"/> 国税関係情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 健康・医療関係情報 <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報 <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報 <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 <input type="checkbox"/> 年金関係情報 <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> 災害関係情報 <input type="checkbox"/> その他( )	
特定個人情報の利用目的		(根拠法令等: )	
特定個人情報の 収集状況	収集元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の委任による代理人 <input type="checkbox"/> 県の機関内の他部署( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
	収集方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他( )	
特定個人情報の 経常的提供先 (同一機関内の利用を除く。)		<input type="checkbox"/> 有(法令上の根拠: 該当) <input type="checkbox"/> 無	
		「有」の場合 の提供先	
特定個人情報の保有方法		<input type="checkbox"/> 情報システム <input type="checkbox"/> 電子ファイル(情報システムを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他( )	
委託又は指定管理者 による管理の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		委託等の内容	
特定個人情報が 記録されている主な公文書			
備考			



別記様式第4号（規格A4）（第4条関係）

## 保有個人情報開示請求書

年 月 日

群馬県警察本部長 宛て

請求者氏名

住所又は居所

〒 -

代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、  
 名称及び代表者の氏名  
 電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報 （具体的に特定してください。）	
開示の実施方法 ご希望の□にチェックしてください。 例) 「■」 「レ」	1 <input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> <input type="checkbox"/> 窓口における交付                      交付を希望する日 年 月 日  <input type="checkbox"/> 送付による交付                      （希望する交付方法を上記2点からご選択ください）                 </div> 写しの交付媒体 (1) <input type="checkbox"/> 紙 ( <input type="checkbox"/> カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。) (2) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）。※別途読み取り費用が発生します。 (3) <input type="checkbox"/> その他の媒体（ ）
開示請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 （代理人による開示請求の場合のみ記入してください。）	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 _____ 3 本人の住所又は居所 _____ 4 本人の電話番号 _____
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※ 法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※ 任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第5号（規格A4）（第5条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

群馬県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	
①窓口における開示 開示を実施することができる日時及び場所	日時： 場所：
②写しの交付による開示 準備日数及び送付費用	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

- 注 1 窓口で開示を受ける際は、この通知書及び本人であることを証明する書類を持参してください。  
 2 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

別記様式第6号（規格A4）（第5条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

群馬県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法	
①窓口における開示 開示を実施することができる日時及び場所	日時： 場所：
②写しの交付による開示 準備日数及び送付費用	
開示しない部分の概要及びその理由	
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

- 注 1 窓口で開示を受ける際は、この通知書及び本人であることを証明する書類を持参してください。
- 2 ※欄は、開示しない部分について、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にのみ記入してあります。
- 3 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

別記様式第7号（規格A4）（第5条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

群馬県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しない理由	
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

注 ※欄は、開示をしない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にのみ記入してあります。

別記様式第8号（規格A4）（第6条関係）

決定期間延長通知書  
（保有個人情報開示請求）

第 号  
年 月 日

様

群馬県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第5条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

別記様式第9号（規格A4）（第6条関係）

決定期間特例延長通知書  
（保有個人情報開示請求）

第 号  
年 月 日

様

群馬県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号。以下「条例」という。）第6条の規定により、請求のあった日から44日以内に保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第5条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
条例第6条を適用する理由	
保有個人情報の相当部分について開示決定等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第10号（規格A4）（第7条関係）

保有個人情報の開示請求に係る事案移送書

第 号  
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

群馬県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	
添付資料等	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	



別記様式第11号（規格A4）（第7条関係）

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送通知書

第 号  
年 月 日

様

群馬県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第12号（規格A4）（第8条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書  
（法第86条第1項適用）

第 年 月 日 号

（第三者利害関係人） 様

群馬県警察本部長

印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
事務担当課等 （意見書提出先）	電話番号 (内線)
意見書提出期限	年 月 日
備 考	

注 提出期限までに「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、保有個人情報の開示が行われる場合があります。

別記様式第13号（規格A4）（第8条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書  
（法第86条第2項適用）

第 号  
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

群馬県警察本部長

印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
事務担当課等 (意見書提出先)	電話番号 (内線)
意見書提出期限	年 月 日
備 考	

注 提出期限までに「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がない場合は、意見の聴取の  
手続を終結し、保有個人情報の開示が行われる場合があります。

別記様式第14号（規格A4）（第8条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

群馬県警察本部長 宛て

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 -

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で照会のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

意 見
<p>(該当する番号を○で囲んでください。「2」を○で囲んだ場合は(1)欄及び(2)欄も記載してください。)</p> <p>1 開示することについて支障がない。</p> <p>2 開示することについて支障がある。</p> <p>(1) 開示により支障(不利益)がある部分</p> <p>(2) 支障(不利益)がある具体的理由</p>
<p>(上記の他に意見があればお書きください。)</p>

- 注 1 電話番号について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。
- 2 本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、「意見照会書」に記載されている「事務担当課等」に連絡してください。

別記様式第15号（規格A4）（第8条関係）

保有個人情報を開示決定した旨の通知書

第 号  
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

群馬県警察本部長 印

（あなた、貴社等）から 年 月 日付け「保有個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日（ ）
開示を実施する日	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第16号(規格A4)(第12条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

群馬県警察本部長 宛て

氏名

住所又は居所

〒

電話番号

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書等の番号等

文書番号: \_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_年 月 日

2 求める開示の実施方法(ご希望の□にチェックしてください。例)「■」「レ」)

閲覧、聴取又は視聴

写しの交付 (  窓口における開示を希望  
開示の実施を希望する日  
\_\_\_\_\_年 月 日 午前・午後  
 写しの送付による開示を希望 )

「写しの交付」を希望する場合の交付媒体

(1)  紙 (  カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。)

(2)  CD-R  DVD-R

(電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。)。※別途読み取り費用が発生します。)

(3)  その他の媒体 ( )

3 その他

( )

別記様式第17号（規格A4）（第14条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

群馬県警察本部長 宛て

請求者 氏名 \_\_\_\_\_  
 住所又は居所  
 〒 \_\_\_\_\_

（代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号 \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	_____年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号：_____ 日付：_____年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)
訂正請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 (代理人による開示請求の場合のみ記入してください。)	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 _____ 3 本人の住所又は居所 _____ 4 本人の電話番号 _____
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
※ 法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
※ 任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

注 1 訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内になければなりません。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第18号（規格A4）（第15条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

群馬県警察本部長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正した年月日	年 月 日
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	



別記様式第19号（規格A4）（第15条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

群馬県警察本部長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定しましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしない理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

別記様式第20号（規格A4）（第16条関係）

決定期間延長通知書  
（保有個人情報訂正請求）

第 号  
年 月 日

様

群馬県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第94条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

別記様式第21号（規格A4）（第16条関係）

決定期間特例延長通知書  
（保有個人情報訂正請求）

第 号  
年 月 日

様

群馬県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第95条の規定により、相当の期間内に訂正決定等を行いますので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第94条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
法第95条の規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第22号（規格A4）（第17条関係）

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書

第 号  
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

群馬県警察本部長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	
添付資料等	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第23号（規格A4）（第17条関係）

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

群馬県警察本部長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第24号（規格A4）（第18条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

群馬県警察本部長 印

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容）  （訂正理由）
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第25号（規格A4）（第19条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

群馬県警察本部長 宛て

請求者 氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_

（代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）  
電話番号 \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	_____年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書等の文書番号：_____日付：_____年 月 日 開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)
利用停止請求者の種別	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の状況等 (代理人による利用停止請求の場合のみ記入してください。)	1 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( _____年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 2 本人の氏名 _____ 3 本人の住所又は居所 _____ 4 本人の電話番号 _____
※ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
※ 法定代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
※ 任意代理人資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( _____ )

注 1 利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならない。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

別記様式第26号（規格A4）（第20条関係）

### 保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日

様

群馬県警察本部長

印

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することを決定したので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止内容) (利用停止理由)
利用停止（予定）年月日	年 月 日
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	



別記様式第27号（規格A4）（第20条関係）

保有個人情報不利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

群馬県警察本部長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことを決定しましたので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止しない理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第28号（規格A4）（第21条関係）

決定期間延長通知書  
（保有個人情報利用停止請求）

第 号  
年 月 日

様

群馬県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第102条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

別記様式第29号（規格A4）（第21条関係）

決定期間特例延長通知書  
（保有個人情報利用停止請求）

第 号  
年 月 日

様

群馬県警察本部長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第102条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
法第103条の規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当課等	電話番号 (内線)
備考	

◎群馬県警察本部告示第3号

群馬県情報公開条例施行規程（平成16年群馬県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

群馬県警察本部長 小笠原 和 美

第4条第3号を次のように改める。

(3) 公文書の全部を開示しない旨の決定 公文書不開示決定通知書（別記様式第4号）

第5条第1項中「別記様式第7号」を「別記様式第5号」に改め、同条第2項中「別記様式第8号」を「別記様式第6号」に改める。

第6条中「別記様式第9号」を「別記様式第7号」に改める。

第7条第2項中「別記様式第10号」を「別記様式第8号」に改め、同条第3項中「別記様式第11号」を「別記様式第9号」に改め、同条第4項中「別記様式第12号」を「別記様式第10号」に改める。

第7条の2第3号中「フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）又は」を削り、「に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの（以下「CD-R」という。）又は日本産業規格」を「又は」に改める。

本則に次の1条を加える。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、情報公開に関する事務等については、知事が行う情報公開に関する事務等の例による。

別記様式第1号中「あて」を「宛て」に、「群馬県情報公開条例第12条第1項」を「群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第12条第1項」に、

「 CD-R

「 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）。」

を

「 電磁的記録媒体（ CD-R  DVD-R）

「 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）。  
※別途読み取り費用が発生します。」

に改める。

別記様式第2号中

「 年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県情報公開条例第18条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。」

を

「 年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1

年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

に、「群馬県情報公開条例第24条」を「条例第24条」に改める。

別記様式第3号中「群馬県情報公開条例第18条第1項」を「群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第18条第1項」に、「あるときは」を「ある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により」に改め、「また」の次に「、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により」を加え、「群馬県情報公開条例第14条第 号 該当」を削り、「群馬県情報公開条例第24条」を「条例第24条」に改める。

別記様式第4号中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に、「群馬県情報公開条例第18条第2項」を「群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第18条第2項」に、「ときは」を「場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により」に改め、「また」の次に「、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により」を加え、「群馬県情報公開条例第14条第 号 該当」を削る。

別記様式第5号から別記様式第6号の2までを削り、別記様式第7号中「群馬県情報公開条例第19条第2項」を「群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第19条第2項」に、「群馬県情報公開条例第19条第1項」を「条例第19条第1項」に改め、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第8号中「群馬県情報公開条例第19条第3項の」を「群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第19条第3項の」に、「群馬県情報公開条例第19条第1項」を「条例第19条第1項」に、「群馬県情報公開条例第19条第3項を」を「条例第19条第3項を」に改め、同様式を別記様式第6号とする。

別記様式第9号中「群馬県情報公開条例第20条第1項」を「群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第20条第1項」に改め、同様式を別記様式第7号とする。

別記様式第10号中「群馬県情報公開条例第21条第1項（第2項）」を「群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第21条第1項（第2項）」に改め、同様式を別記様式第8号とする。

別記様式第11号中「あて」を「宛て」に改め、同様式を別記様式第9号とする。

別記様式第12号中「群馬県情報公開条例第21条第3項」を「群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第21条第3項」に、「ときは」を「場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により」に改め、「また」の次に「、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により」を加え、同様式を別記様式第10号とする。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の群馬県情報公開条例施行規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。